

議第八十八号

岐阜県個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例について

岐阜県個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和五年九月十四日提出

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例

岐阜県個人番号の利用等に関する条例（平成二十七年岐阜県条例第四十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一一の項第九号中「。」の下に「又はその被扶養者（二十歳未満の者に限る。）」を加え、同号を同項第十一号とし、同項第八号を同項第十号とし、同項第七号中「ウイルス性肝炎（B型肝炎及びC型肝炎に限る。）の患者に対する医療費」を「B型肝炎ウイルス又はC型肝炎ウイルスに感染した者に対する肝疾患の治療及び検査に要する費用」に改め、同号を同項第九号とし、同項第六号の次に次の二号を加える。

7 私立高等学校等に在学する生徒に対する選奨生奨学金の貸与に関する事務であつて規則で定めるもの

8 私立高等学校等に在学する生徒に対する高等学校奨学金の貸与に関する事務であつて規則で定めるもの

別表第一二の項中第五号を削り、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

2 特別支援学校に在学する生徒等の保護者等に対する就学のために必要な経費の支弁に関する事務であつて規則で定めるもの

別表第一二の項に次の二号を加える。

6 公立高等学校等及び大学に在学する生徒に対する選奨生奨学金の貸与に関する事務であつて規則で定めるもの

7 公立高等学校等に在学する生徒に対する高等学校奨学金の貸与に関する事務であつて規則で定めるもの

別表第二一の項第一号中「第一号」の下に「及び第八号」を加え、同項第五号中「第八号」を「第十号」に改め、同項第六号中「第九号」を「第十一号」に改め、同表二の項中「から第四

号」を「及び第三号から第五号」に改める。

別表第三一の項中「、第二号及び第五号」を「から第三号まで及び第七号」に改め、同表二の項中「第八号」を「第十号」に改める。

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

提 案 説 明

私立高等学校等に在学する生徒に対する選奨生奨学金の貸与に関する事務について個人番号及び必要な特定個人情報を利用することができるようにする等のため、この条例を定めようとする。